

令和4年度原子力規制委員会
第62回会議議事録

令和5年1月11日（水）

原子力規制委員会

令和4年度 原子力規制委員会 第62回会議

令和5年1月11日

10:30～12:25

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵事業
変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめ～標準応答スペクトル
を考慮した変更等～
- 議題2：標準応答スペクトルの取り入れに係る審査状況及び今後の対応方針
- 議題3：原子力発電所の新規制基準適合性審査等の状況
- 議題4：東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の実施計画変更認可
申請（ALPS処理水の海洋放出時の運用等）の審査状況
- 議題5：検査等に係る身分証不携帯事案の再発防止対策の実施状況の報告及び検査等に
係る身分証様式の特例に関する規則の案並びに当該規則案の意見公募の実施
- 議題6：令和4年度「原子力規制委員会の取組（3.11報告）」及び「原子力規制委員会
年次報告」のとりまとめ方針

○山中委員長

それでは、これより第62回原子力規制委員会を始めます。

最初の議題は「リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめ～標準応答スペクトルを考慮した変更等～」です。

説明は、核燃料施設審査部門の松本調査官、地震・津波審査部門の岩田調査官からお願いいたします。

○松本原子力規制部審査グループ核燃料施設審査部門企画調査官

核燃料施設審査部門の松本でございます。

まず、資料1を御覧ください。

リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター（RFS）ですけれども、こちらの新規制基準の対応の許可につきましては、令和2年11月11日に許可処分を行っているところでございますけれども、本件につきましては、RFSにおける標準応答スペクトルの考慮を踏まえた変更についてでございます。令和4年1月20日に申請がございました。その後、審査会合等を開催しまして、審査を進めてきたところでございます。

今般、別紙1、そして、4ページからでございますけれども、審査の結果の案を取りまとめさせていただきまして、今回、お諮りするものでございます。

4ページを御覧ください。

原子炉等規制法の第43条の5第1号から第4号の各号に、基準への適合ということで、4ページから5ページ目でございますけれども、1. から5. というところでそれぞれ適合性を確認しております。

まず、1. でございますけれども、平和利用ということで、RFSにつきましては、従前のおり、東京電力ホールディングスと日本原電からの使用済燃料を貯蔵するという事業の目的に変更はないとしていること。それから、役務契約に基づきまして、使用済燃料については返還することに変更はないということをもって、平和の目的以外に利用されるおそれがないものということを確認しております。

2. でございますけれども、技術的能力に係る部分でございます。これにつきましては、添付ということで、この後、6ページからの審査書案の方で説明させていただきたいと思っております。

4ページ目、3. の経理的基礎に係る部分につきましても、東京電力ホールディングスと日本原電の役務契約に基づきまして、費用負担、それから、工事に掛かる資金と貯蔵開始後の資金、こちらを調達するというところで、従前のおりであることを確認してございます。

次に、5ページ目の4. でございますけれども、災害の防止上支障がないことにつきましても、この後、御説明したいと思います。

5. の原子力利用における安全対策の強化に係ることについての品質管理の必要な体制

の整備でございますが、これらについても変更がないことを確認しております。

続きまして、審査書案の方になります。6ページ目からのものになります。

初めに、10ページ目を御覧ください。

Ⅱの今回の変更の内容でございますが、一つ目は、令和3年4月21日に標準応答スペクトルの考慮を踏まえた許可基準規則解釈（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈）が変更されたため、RFSにおきましても、既許可申請書の審査において確認した「震源を特定せず策定する地震動」のうち「全国共通に考慮すべき地震動」の評価を行いまして、基準地震動を変更するものとしているものでございます。

それから、二つ目は、既許可申請書の許可日以降に公表された知見につきまして、既許可申請書の評価結果への影響の有無について確認したものでございます。

まず、技術的能力の審査結果でございますけれども、同じ10ページ目のⅢからになります。今回の変更申請の内容につきましては、既許可申請書から業務の実施者、技術者数等を本申請時点とするものでございますので、既許可申請書の審査において確認した方針から変更がないものを確認したものでございます。したがいまして、技術的能力指針に適合するものと判断したものでございます。

次の11ページ目からは、地震・津波審査部門の岩田調査官の方から御説明いたします。

○岩田原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門安全管理調査官

地震・津波審査部門の岩田でございます。

審査結果の御説明でございますけれども、その概要をパワーポイントにまとめてございますので、通しページの29ページ目からでございます。

まず、30ページを御覧いただけますでしょうか。簡単に審査の経緯をまとめてございます。

ただいまも御説明がございましたが、RFSに関しましては、新規制基準への適合性に関しては、2020年11月に既に許可をしてございます。その後、2021年4月に規則等の改正が行われまして「震源を特定せず策定する地震動」のうち「全国共通に考慮すべき地震動」について、②の1ポツ目にございますとおり、いわゆる留萌支庁南部の地震と、2ポツ目にございます標準応答スペクトルについて、策定することを求めてございます。

本件は、事業者が規則等の改正に伴って設置変更の申請を行う必要があると判断し、2022年1月に申請が行われており、規則改正に伴う変更許可手続を行ったものでございまして、その案件といたしましては、今回お諮りするものとしては最初の案件でございます。

次に、通しページ31ページを御覧いただけますでしょうか。

審査の結果でございますけれども、このページ一番下の赤枠のとおりでございまして、基準地震動として標準応答スペクトルを考慮した基準地震動Ss-B5が追加されてございます。

なお、2段目の青枠のSs-B1の留萌支庁南部による地震につきましては、規則改正に伴い

評価地点の場所が明確化されたということですので、今回の審査で再度確認しておりますが、既許可の際に策定した地震動を変更する必要がないことを確認してございます。

次に、32ページ目を御覧いただけますでしょうか。このページは、標準応答スペクトルを考慮した地震動と、既許可の応答スペクトル手法で評価したSs-A、これを比較してございます。

今回評価したものは、水色の線、若干見にくいのですが、と、あとは黒太線、これを比較してございます。Ss-Aの黒太線を上回っている部分といたしましては、左側の水平では0.02秒と1秒の辺りで、鉛直では、右側でございますが、黒太線を上回ったり、下回ったりしておりますけれども、0.02秒から0.2秒の辺りでございます。この結果を踏まえまして、Ss-B5を基準地震動として策定するとしたものでございます。

次に、33ページをお願いいたします。こちらは新規制基準の許可後に公表された知見に関するものでございます。

まず、このページでは、内閣府が日本海溝・千島海溝沿いに対し、過去の津波堆積物から想定した震源断層モデルに基づきまして、震度分布でありますとか、津波高さ、こういったものを試算して公表したものに對するものでございます。

RFSにおきましては、真ん中ほどのピンクの部分をお願いしたいのですが、新規制基準の適合性審査におきまして、津波高さにつきましては、仮想的な大規模津波として青森県の想定を2倍した高さ、23mでございますが、の津波に対して施設の健全性を評価しております。許可後の内閣府等の評価結果を見ても、右に記載のとおりでございますが、約13m程度でございますので、既許可の23mを下回っていることを確認してございます。

続きまして、34ページ目をお願いいたします。こちらは内閣府モデルに対する地震に関する評価でございますけれども、図とパラメータ表の比較表を御覧いただけたらと存じます。

図でいきますと、左側が内閣府、右側が施設が評価したものでございますけれども、この比較によると、敷地に影響が大きなSMGA1というものを御覧いただきたいのですが、位置はほぼ同じでございます。右の表の地震動評価上、敷地に影響が大きくなるパラメータといたしましては、右側赤字の許可モデルの方が上回っているということを確認してございます。

以上から、既許可で評価した地震動に対して影響はないものと判断しているものでございます。

続きまして、35ページ目をお願いいたします。こちらは火山に対する評価でございます。

火山に対しましては、このページで説明しております八幡岳火山群のほかに、恵山についても新たな知見がございましたけれども、ここでは変更内容が若干複雑でございます八幡岳火山群について説明させていただきます。

知見の中身に関しましては「日本の火山」のデータベース、これは産総研（産業技術総

合研究所) のものがございますけれども、これに変更がございます、左上に【変更前】
【変更後】がございますが、八甲田黒森と八甲田八幡岳、これが統合されて八幡岳火山群となっております。

右側の評価フローを御覧ください。左から右に向かって評価が進むフローになっておりますけれども、まず、統合されたことによりまして対象とする火山が一つ減っております。「-1」と書いてございます。ただし、活動期間等の階段ダイアグラムについても見直しがあったということがございまして、評価後におきましては、活動期間と活動停止からの経過期間の関係、これは左にマルバツが書いてございますけれども、これが変更になっております。

統合後は、下の絵を見ていただきたいのですが、活動期間の方が長くなったということから、原子力施設に影響を及ぼし得る火山として追加されるということで、右側のフローに戻っていただきますと、「+1」ということで一つ火山が増えてございます。

よって、結果としては、対象火山は1減であるものの、評価対象として抽出された火山は一つ増になってございます。ただし、影響評価等を実施した結果、RFSに対して影響を及ぼす可能性は十分小さいということを確認してございます。

概要については以上でございまして、審査書にお戻りいただきたいのですが、11ページ目からが評価結果になります。

こちらからの記載になりますが、先ほど説明させていただきましたとおり、審査書の構成につきましては、これまでのとおりでございまして、要求事項、申請者の評価、審査結果となっております。先ほどパワーポイントで資料の概要を御説明しておりますので、要点のみ簡潔に御説明させていただきます。

まず、次のページ、12ページに基準地震動の変更に係る審査結果を記載してございます。先ほど御説明させていただきましたとおり、「震源を特定せず策定する地震動」のうち「全国共通に考慮すべき地震動」、標準応答スペクトルと留萌でございまして、に関して審査を行った結果でございまして。

まず、1. を御覧いただきたいのですが、留萌につきましては、今回の規則等の改正によってございまして、次のページ、13ページの冒頭に、2行目にございまして、港町観測点という、この記載が具体的に記載されたということによって再度確認をしておりますけれども、2パラ目に記載のとおり、既許可において既に評価してございまして、解釈別記2の規定に適合していることを確認してございます。

続いて、2. の標準応答スペクトルにつきましては、まず「(1) 地盤構造モデル」についてでございます。これは既許可のモデルをそのまま用いてございまして、地震基盤相当面といたしましては、要求事項である $V_s=2,200\text{m/s}$ 以上に対して、既許可の $3,150\text{m/s}$ の層上面に設定して評価をしております。

続きまして、(2) の地震動評価の結果でございまして、詳細な説明は割愛させていただきますが、ここでは模擬地震波の評価に当たりまして、地震基盤相当面から解放

基盤表面までの伝播特性、これを考慮するために、一般的な手法として一様乱数を用いる方法と、施設で観測された実観測記録を用いた方法の2種類の方法によって評価を行ってございます。

その結果でございますが、次のページ、14ページ目になりますけれども、2パラ目です。「解放基盤表面における」から始まる部分でございますけれども、この後段に記載しておるとおり、解放基盤表面の最大加速度と金属キャスクの固有周期の大小関係から、一様乱数を用いる方法を採用して基準地震動を策定しており、個別の確認事項を続いてポツで記載しておりますけれども、その結果を、15ページに飛んでいただきまして「3. 基準地震動の変更」の2パラ目後半でございます。ここで既許可の基準地震動に加えSs-B5を策定していること、次のパラグラフに、一部の周期帯で基準地震動Ss-Aを上回るため、Ss-B5を策定しており、解釈別記2の規定に適合していることを確認してございます。

次に、基準地震動の変更に伴いまして、地盤に関する適合性も確認してございます。本来、ここでは支持、変位、変形について、通常の審査項目となるわけでございますけれども、今回の変更は標準応答スペクトルに伴う変更でございますので、いわゆる変位と変形については対象外ということで、支持についての評価をしてございます。

その結果につきましては、次のページ、16ページの(1)～(4)に結果のみが記載されてございますけれども、特に(4)の①②③を御覧いただきたいのですが、ここでは評価基準値、又は評価基準値の目安を満足していることを確認してございますので、解釈別記2の規定に適合していることを確認してございます。

以上が基準地震動に関する説明になります。

次に、17ページから、許可日以降に公表された知見に関して確認した結果を記載してございます。

1. が日本海溝・千島海溝の件でございますけれども、先ほどパワーポイントの概要資料で説明をいたしましたので、審査結果といたしましては、次のページ、18ページの中ほどにあるように、津波及び地震に関しましては、既許可において確認した評価結果に影響がないことを確認しているとしてございます。

続きまして、18ページ目の2. でございますけれども、「日本の火山」に関する件でございます。こちらも同様に詳細な説明は割愛させていただきますが、恵山火山地質図の件について触れさせていただきます。

本件は、産総研が発行した「三浦ほか(2022)」といったものの知見を踏まえまして、施設に影響を及ぼすかどうかということを確認したものでございます。主に今回の変更では、活動履歴とその際の噴出量等に関して見直されておりますけれども、通しページの20ページにございますとおり、評価をした結果は、施設に影響を及ぼす可能性は十分小さいということを改めて確認してございます。

少し長くなりましたが、以上が審査結果でございます。最後、21ページ目に「審査結果」として、記載のとおり基準に適合しているものと認められるということを判断いたし

てございます。

私からの説明は以上になります。

○山中委員長

それでは、ただいまの説明につきまして。

○松本原子力規制部審査グループ核燃料施設審査部門企画調査官

申し訳ございません。まだ続きがございます。申し訳ございません。

核燃料施設審査部門の松本でございます。

それでは、資料1の1ページ目にお戻りいただきまして、ただいま1.の示すと通りの審査の結果の案につきまして説明させていただきました。

本日、御議論いただきまして、異論なく御了承いただければ、1ページの3.、それから、4.に記載してございますように、22ページの別紙2、それから、24ページ目が別紙3になりますけれども、原子力委員会への意見聴取、それから、経済産業大臣への意見聴取を行いたいと考えてございます。

更に、2ページ目になりますけれども、5.の意見募集につきまして、こちらも御議論いただきまして、意見募集を行う、行わないということをお決めいただければと思います。

説明は以上でございます。

○山中委員長

失礼しました。ただいまの説明につきまして、御質問、コメント等はございますでしょうか。いかがでしょう。

○田中委員

標準応答スペクトルへの対応のところは理解いたしまして、適切なものだと思うのですが、17ページでしたか、許可日以降に公表された知見の反映というのは、これはどういう位置付けになるのですか。やはり標準応答スペクトルの反映ということで、事業変更許可があったときに、この分も含めて申請があったということなのですか。

○岩田原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門安全管理調査官

地震・津波審査部門の岩田でございます。

今回は確かに許可日以降にあった知見ということで、たまたま申請があったということで、影響があるか、ないかということを審査の中で確認させていただきました。本来であれば、多分、これのみで変更を行うということはないのだと考えてございます。

以上です。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

○石渡委員

私は地震・津波関係の審査を担当しておりますので、直接審査会合に出て、内容については一々確認をしてきております。結果として後ろの資料の31ページにある表が一番大事だと思いますが、標準応答スペクトルがこれまでの基準地震動のSs-Aをちょっとオーバー

する周期帯があるということで、新たにSs-B5という基準地震動を追加したと。そのために地震動の大きさが1割から2、3割増加したということでございます。

ただ、ここは貯蔵施設でございまして、特に原子炉を動かすとか、そういう施設ではございませんので、そこのところは、基準地震動の増加分、地震動の増加分というのは、今後、もちろん後段の審査というのはされるわけですね。その中で十分に対応できるものではないかなと考えております。

以上です。

○山中委員長

ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

私の方からは、標準応答スペクトルの影響ということで、地盤への影響というのが一番重要であろうかと思うのですけれども、16ページの(4)が全てだと思うのですけれども、十分その基準を満たしているという、そういう判断をされたということによろしいでしょうか。

○岩田原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門安全管理調査官

地震・津波審査部門の岩田でございます。

今、山中委員長から御指摘いただいたとおり、16ページの(4)に結果がそれぞれ書いてございますけれども、それぞれ基準等に対して十分に満足していることを確認したという結果でございます。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

もう一つ、私の方から。

新たな知見ということで、幾つか審査の中に加えられたところがあるかと思うのですけれども、何か非常に重要なポイントといいますか、特にこれはというところはございますでしょうか。新規性のあるようなところというのは。

○岩田原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門安全管理調査官

地震・津波審査部門の岩田でございます。

先ほどパワーポイントでも御説明させていただきましたが、特に内閣府が、2022と申ししておりますけれども、津波の評価をしております。これについては、防災の観点ではございますけれども、内閣府が公表したということもあって、我々審査側としても注目をし、それぞれの施設に対して影響がないということを今回の審査においても確認した次第でございます。

以上です。

○山中委員長

元々審査では、県が想定した津波の高さの掛ける2倍を想定したものを津波として考えていたということで、それに比べたらはるかに小さな値ということで、影響としてはない

と考えてよろしいですね。

○岩田原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門安全管理調査官

地震・津波審査部門の岩田でございます。

正に今の御指摘のとおりでございます。33ページにも書いてございますが、元々ここは仮想的大規模津波としてかなり裕度を持った評価をした上で、施設に対する評価を行っていたということでございますので、今回、元々の23mに対して内閣府の結果も13mぐらいでございましたので、評価自体に対しては影響がないと評価してございます。

○山中委員長

ちなみに、これから委員の方に御判断いただくということになりますけれども、万が一、許可ということになった場合には、基準地震動が一つ加わっているのです、設工認（設計及び工事の計画の認可）については改めて評価をするということになるのですか。

○松本原子力規制部審査グループ核燃料施設審査部門企画調査官

核燃料施設審査部門の松本でございます。

この後、経過措置の話も二つ目の議題でお話があるかと思っておりますけれども、基本的には設工認という形で出てきて、その中で耐震設計とか、そういったものも記載されてございます。そういったところを見ていくということになります。設工認も出てきますので、耐震設計とかも添付書類で出てくると思っております。そういったところをしっかりと確認していくということになります。

○山中委員長

委員の方、いかがでしょう。よろしいですか。

それでは、別紙1のとおり審査の結果の案を決定することとし、別紙2のとおり、原子力委員会への意見聴取、また、別紙3のとおり、経済産業大臣への意見聴取を行うことについて、決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山中委員長

ありがとうございます。それでは、そのとおりといたしたいと思っております。

その上で、別紙1の添付の審査書案について、科学的・技術的意見の募集を行うべきかどうか議論をさせていただきたいと思っております。いかがでしょう。御意見はございますでしょうか。

○田中委員

特に新しい観点がないかと思っておりますので、私は、案の2のとおり、行わないということでもいいかと思っております。

○山中委員長

どうぞ。

○杉山委員

まず、地震動の方は、割とフローのとおり淡々と評価した結果、問題ありませんと理解

しております。火山の方は、これはデータベースの中の取扱いの変更があったということであって、別に新しい火山が見つかったとか、そういう意味ではないと理解していますけれども、それでよろしいですね。

○岩田原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門安全管理調査官

地震・津波審査部門の岩田でございます。

そのとおりでございます。

○杉山委員

ということであれば、新たな議論といいますか、技術的な論点はないということで、特に必要ないと考えます。

○山中委員長

そのほかの委員の方はいかがでしょう。

○石渡委員

私も今回に関しては、標準応答スペクトルの取り入れということについては、もう大分いろいろなサイトで実績がございますので、今回は特に新規性というものはないと考えますので、私は意見募集は今回は必要がないと考えます。

○山中委員長

伴委員、いかがでしょう。

○伴委員

私も他の委員と同意見です。

○山中委員長

私も意見募集を行わないという方向で結構かと思えます。基準地震動が一つ加わっているのですけれども、これまで標準応答スペクトルについては、様々な議論、あるいは一般の方から御意見を頂いておりますので、それで今回については十分かなと思えます。

それでは、案の2のとおり、科学的・技術的意見の募集は行わないということにいたします。

以上で議題1を終了いたします。

次の議題は「標準応答スペクトルの取り入れに係る審査状況及び今後の対応方針」です。

説明は、原子力規制企画課の藤森調査官からお願いいたします。

○藤森原子力規制部原子力規制企画課企画調査官

規制企画課の藤森でございます。

それでは、資料2に基づきまして御説明させていただきます。

まず「1. 趣旨」でございますけれども、本件につきましては、標準応答スペクトルの取り入れに関わります設置変更許可等の審査状況について報告させていただくとともに、後段規制の経過措置を検討するに当たりまして、公開の意見聴取会（令和4年12月5日第3回震源を特定せず策定する地震動（スペクトル）の規制導入の経過措置に係る意見聴取会）において、事業者等から許可等の審査状況を踏まえた各施設への影響の詳細や工事の

規模・見通し等を聴取いたしましたので、これを踏まえまして今後の対応方針の了承について、諮るものとさせていただきます。

「2. 経緯」でございますけれども、令和3年度の第5回原子力規制委員会におきまして、標準応答スペクトルの規制への取り入れのための許可基準規則の解釈等の改正が決定されておまして、同日付で施行されております。

その際、経過措置につきましては、まず、設置変更許可についての経過措置でございますけれども、こちらについては、改正解釈の施行日から3年間、具体的には令和6年4月20日までとなっておりますけれども、その経過措置期間を設けるとされております。

次に、設計及び工事の計画の認可及び使用前確認、後段規制についての経過措置でございますけれども、こちらについては、改正後の解釈に基づきます設置変更許可等の審査が進み、各施設への影響の詳細や工事の規模・見通し等が明らかになった時点で全施設一律の経過措置の終期（確定日）を定めるとの考え方を、当時、決めていただいているところとなります。

次の2ページ目に移りますけれども「3. 設置変更許可等の審査状況」ということでまとめさせていただきます。

議題1で先ほどRFSの審査書案が審議されたところでございますけれども、標準応答スペクトルの取り入れに関わります申請については、実用発電用原子炉施設で4発電所6プラント、それ以外のサイクル関係施設で6施設ございまして、計12施設の申請がなされてございまして、いずれも審査中となっております。

ただ、九州電力以外の施設につきましては、標準応答スペクトルの評価による基準地震動の追加については、おおむね審査了となっている状況でございます。

詳細は別紙のとおりということで、5ページ目を御確認いただければと思いますけれども、こちらは審査状況ということで表でまとめていますが、実用炉の部分につきましては、次の議題3でも審査状況報告の中で同じ内容の表が掲載されているところでございますけれども、まず、九州電力の審査状況のところに書かれてございますけれども、次の6ページ目の4行目ぐらいのところから、直近の審査会合を、こちらは（令和4年）12月16日に会合（第1103回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合）を開催してございまして、その中で地下構造モデルの妥当性について議論してございまして、いまだこの部分について議論が続いている状況でございます。引き続き九州電力については、地下構造モデルの設定及び標準応答スペクトルに基づく地震動評価の妥当性について、事業者から説明を受け、内容を確認していくという状況になってございます。

次の東海第二でございますけれども、こちらについては、標準応答スペクトルの評価によります基準地震動Ss-32の追加につきましては、審査上おおむね了となっている状況なのですが、「一方で」ということで書いてございますけれども、標準応答スペクトルの評価に用いた地下構造モデルを参照いたしまして、既許可のSs-31、こちらについて検証した結果、既許可申請におけます基準地震動Ss-31を一部周期帯で上回る結果が確認されたという

状況になってございまして、こちらに対しまして、事業者は既許可のSs-31の「留萌用地盤モデル」を変更する必要はないという説明ではありますが、こちらについて本当に変更しなくていいのかどうかというところは、さらなる説明を求めて、引き続き検討状況及び結果を確認していくという状況になってございます。

次の四国電力伊方発電所3号炉以降の施設につきましては、基本的には標準応答スペクトルの評価によりまして追加された基準地震動について、必要な審査はおおむね了となっている状況でございまして、一部の施設は、今後、地盤安定性の評価の審査が残っているところはございますけれども、許可の経過措置期間内に間に合うように粛々と審査が進められる見込みとなっているところでございます。

2ページ目にお戻りいただきまして「4. 事業者等からの意見聴取結果」でございまして。

許可の審査状況を踏まえまして、標準応答スペクトルの取り入れに関わります各施設の影響の詳細や工事の規模・見通しについて聴取してございまして、結果について、以下のとおりということで二つ矢羽根(➤)を記載してございますけれども、まず、基準地震動がおおむね審査了となっている施設につきましては、現時点においては大幅な耐震性向上のための工事が必要となる見込みはないということで、ある程度見通し等が明らかになってございます。この施設は、九電(九州電力)以外については、基本は工事が発生しないだろうという見通しを得ているところでございます。

これらの施設について、事業者等は、後段規制に関わる経過措置の終期の設定状況にかかわらず、許可等の処分がなされ次第、継続的安全向上の観点から、速やかに後段規制の手続及び必要な対策を進める意思を表明しているということを確認してございます。

二つ目の➤で「一方で」ということで、九州電力でございましてけれども、こちらについては、先ほどの説明のとおり、基準地震動を策定中でまだ許可の審査が進んでいない状況でございまして、なかなか工事の規模・見通し等を現時点で明らかにすることはできない状況でございまして。

これに対して九州電力としては、設置許可の審査に迅速に対応するというのと、施設への影響の詳細や工事の規模・見通し等が明らかになった段階で、速やかにそこは提示しますということをおっしゃってございますけれども、この2点については、意見聴取会でこちらからも指摘しているところでございます。

これらの状況について、意見聴取会の資料、ページでいいますと16ページで、対応の見通しということで、研究炉以外の施設について、こちらの表でまとまっているものでございますけれども、上から二つ目の川内・玄海のところを見ていただきますと、設置変更許可の審査について、事業者の見通しとして、許可が令和5年度末ぐらいに見通しとしてもなっておりますが、これは経過措置期間が令和6年4月20日となっておりますので、かなり今の状況でも見通し的にはぎりぎりとなっているというような状況でございまして。

許可の途中で下に線が入って「詳細設計」となっておりますけれども、ある程度許可の審査の中で基準地震動が了となった段階で設工認に必要な詳細設計に入りまして、ただ、

設工認対象施設全てを新規制基準なり、特重の施設（特定重大事故対処施設）について、全て評価し直す必要がございますので、九州電力としては、27か月程度が詳細設計の期間に掛かり、その後、設工認の審査、それから、工事、使用前確認となるのですけれども、現段階でSsが確定していないという状況なので、設工認なり、工事、使用前確認の見通しがなかなか立てづらい状況だということを波線等で示しているところがございます。

一番下にRFSがございますけれども、こちらについては、許可等の処分がなされれば、速やかに設工認申請をして、速やかに後段規制の対応に取り組むという、事業者としても、方針を示しているところがございます。

3 ページ目にお戻りいただきまして「5. 今後の対応方針（委員会了承事項）（案）」としているところがございますが、五つの➤を記載させていただいております。

まず、一つ目の➤でございますけれども、現時点において、九州電力については、基準地震動が確定していないため、全ての施設についての工事の規模・見通し等が明らかになっている状況ではないということでございますので、後段規制に係る経過措置の終期については、九州電力の見通しが明らかになり次第、速やかに具体的な確定日を定めることとしてはどうかというものでございます。

二つ目の➤でございますけれども、九州電力に対しましては、審査会合はもちろんなのですけれども、短時間のCEO会議（原子力規制委員会と原子力事業者（経営責任者）との意見交換）などの場を通じまして、残された論点や指摘事項についての計画的な説明を求めるなど、審査への迅速な対応等を求めることとしてはどうかというものでございます。

三つ目の➤でございますけれども、その他の事業者等の対応状況、これは許可の審査の進捗や、あるいは設工認、後段規制の準備状況や後段規制の対応についてですが、継続的に原子力規制庁側としても確認していくとともに、実際、後段規制の経過措置の終期を定めるに際しましては、改めて事業者等から、その時点での施設への影響の詳細や工事の規模・見通しについて聴取することとしたいというものでございます。

四つ目の➤でございますけれども、設置許可の審査が進みまして、施設への影響の詳細について明らかになってきている施設につきましては、後段規制の経過措置の終期の設定を待たずに、速やかに後段規制の手續及び必要な対策を進めるように適切に指導することとしてはどうかというものでございますが、こちらは意見聴取会でもこちらからも指摘・指導している状況ではございますけれども、引き続き適切に指導してはどうかというものでございます。

最後の➤のなお書きで記載させていただいておりますけれども、今回、耐震設計の前提となります基準地震動が変更になるということで、設工認の審査の話を書かせていただいておりますけれども、設工認の申請書に基本設計方針等を明記することを求め、当たり前ではございますけれども、変更後の基準地震動を前提とした耐震設計が妥当であること等を設工認の審査で確認していくということを記載させていただいております。

説明は以上になります。

○山中委員長

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等はございますでしょうか。

○田中委員

一つ教えてください。九州電力の二つのサイトについて審査が遅れているのですけれども、これは何か特別な理由があるのでしょうか。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波審査部門の内藤ですけれども、九州電力は、既許可のときに地盤モデルをきちんと作っていないとか、経験的手法を使っており、（観測した）地震動を使っているということもあって、地盤モデルが既許可の中で精緻にきちんとまず見ていなかったというところがあります。

その中で、地盤モデルを見直して、より、事業者にとっては地震動が小さい方がいいので、科学的・技術的に合理的な説明ができれば、地盤モデルを見直すということで我々はいいのですけれども、そこの部分の説明が十分できていなくて、申請後にボーリングを掘ってデータを取り直したりとか、そういうことをやっているんで、時間が掛かっているという状況にあります。

○山中委員長

よろしいですか。

○石渡委員

今の御質問の点にもう少し補足しますと、九州電力の川内と玄海というのは、特定せずの地震、つまり、留萌支庁の地震が一番大きい基準地震動になっていたわけですね。ですから、それが変わるということになると、これはかなり大きな変更ということになってしまいますので、そういう意味で、地盤モデルを見直したりなんかしているということがありまして、大分時間が掛かっているということだと思います。

以上です。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

○伴委員

当初、この話をしたときに、標準応答スペクトルと留萌の地震動、それにそんなに大きな違いがあるわけではないので、仮に追加工事が必要になったとしても、そんなに大がかりなものにはならないだろうというような何となく見通しがあったと記憶しているのですが、だから、今、九州電力については、評価をそもそもやり直さなければいけないので、時間が掛かっているだけで、その見通しとして、決め打ちするつもりはないのですけれども、そこのところが何か見込み違いであったということではないと理解していいですか。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波審査部門の内藤ですけれども、標準応答スペクトル自体は、解放基盤というか、標準応答スペクトルは地震基盤相当面で定めていますので、そこから解放基盤表面ま

で上げてくる過程の中で増幅なり、減衰がありますので、その過程で若干凸凹が出てきます。

その関係で、今回、標準応答スペクトルを地盤モデルで上げる中では、やはり短周期側の一部周期帯で大きくなる部分が出てきたりとかしていますので、そういった意味では、設備側への影響というのはかなり大きい形になっていると思います。周期帯、特に川内ですと、今議論しているのが、0.1秒から0.2秒ぐらいの周期帯が地震観測記録を再現できていないという議論をしていますけれども、ここの部分で原子炉の重要な施設体、炉の容器とかSG（蒸気発生器）とか、その辺の周期帯に関わりますので、そういったところで結構影響が大きいというところにあります。

○伴委員

ありがとうございました。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

○杉山委員

5 ページ以降のプラント別の審査状況の記載を見ると、東海第二についても、何かまだ説明を求めている部分があるということが書かれているのですが、こちらは九州電力のような書き方でこの本文の方で書かれていないということは、東海第二の方は経過措置期間の終わりとか、そこまでの話ではないという見通しなのですか。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波審査部門の内藤ですけれども、東海第二に関しましては、標準応答スペクトルに基づく地震動については、おおむね了という形で審査を終わらせております。ここも地盤モデルを直してはいるのですが、留萌のときにやった地盤モデルと標準応答スペクトル用留萌モデルが若干違うので、そこは、では、新しい知見として作った標準応答スペクトルの地盤を留萌に反映しなくていいのかどうかということについて、ちょっと残っているという状況で、それを変えたとしてもほとんど留萌の方には影響がないので、設計上のインパクトというのはないのだと考えております。

○杉山委員

ありがとうございます。

○石渡委員

ちょっと補足ですけれども、東海は太平洋側にありまして、やはり一番強い地震動はプレート間地震とか、それから、活断層地震とかで、いわゆる特定せず地震というのは、余り地震動のランク、基準地震動の中ではそんなに強い方ではないという理解でいるのですが、その理解でよろしいですか。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波審査部門の内藤です。

石渡委員がおっしゃるとおり、全体としてはプレート間地震が設計に寄与していますの

で、そういった意味では余り大きな影響はないということでございます。

○山中委員長

令和3年にこの標準応答スペクトルの議論をして、バックフィットとして取り入れたという、その時点で非常に影響が大きいということは、九州電力自身は認識していたように思うのですけれども、というか、誰もが認識していたと思うのですけれども、何かものすごく時間が掛かっている理由がいま一つ私はよく分からないのですが。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波審査部門の内藤です。

九州電力が何かを言っているわけではないのですけれども、審査している側としては、やはり準備が不足していたのではないのかと。結局、審査の途中でデータが足りないということで、ボーリングを掘って、データを取り直したりとかをしていますので、やはり九州電力の川内・玄海というのは、先ほど石渡委員からも説明があったように、そもそも影響が大きいですよという認識があったはずなのですけれども、やはりその部分の準備が不足していたのではないのかとは感じております。

○山中委員長

やはり九州電力自身の問題ということですよ。これはもうそのように表明はされていないのでしょうか、そこは後日、確かめた方がいいかなと思うのですが。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波審査部門の内藤です。

彼らは標準応答スペクトルをバックフィットする必要はないという形で1回文書を出してきて、その部分でも1回議論していますので、その議論を踏まえれば、当然、理解しているはずだったので、そこができていないというところに問題があるのだと思っております。

○山中委員長

この標準応答スペクトルの対応なのですけれども、九州電力については、かなり問題があるのですけれども、そのほかの対応について、委員の方、何か、本日提案いただいた対応でいいかどうかということについて御議論いただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

石渡委員、いかがですか。

○石渡委員

ここにきちんと報告されているとおりです。九州電力と、一部にやや問題があるというのが東海第二ですけれども、それ以外については大体順調にバックフィットがなされていると考えておりますので、ほかのところについては、今のところ、余り大きな問題はないと思います。

○山中委員長

杉山委員、いかがでしょうか。設工認等も含めて、考え方、提案どおりでよろしいですか。

○杉山委員

はい。基本的にここに今回御提示いただいた考えでいいと思っております。結局、ほかには基準地震動を追加する必要がなかったり、追加しても、追加して評価しましたということで、そういう意味で決着がついていて、結局、その結果として詳細設計に影響を及ぼし得るかというところもあるとは思いますが、私は、そういったケースは非常にまれというか、基本的にないのかなと理解しております。その理解は、まず、よろしいですか。

○藤森原子力規制部原子力規制企画課企画調査官

規制企画課の藤森でございますけれども、杉山委員がおっしゃられたとおり、今の時点では事業者としても、設計及び工認が必要となるような工事は発生しないという見込みを、事業者としては、九電以外は考えております。

○杉山委員

そういう結果を前提として申し上げているわけでは必ずしもないのでございますけれども、対応方針はここに提示していただいたものでよいと考えております。

○山中委員長

そのほかの委員の方はいかがでしょうか。今後の対応方針、九州電力の話は少し置いておいて、今後の対応方針はこれでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

それでは、今後の対応方針は提案どおり御了承いただいたということで、そのとおり了承したいと思います。

その上で、九州電力について、少しその対応にも問題があるということで、いかがでしょうか。意見交換をした方がいいように私は思うのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

それでは、九州電力との本件についての意見交換を早急に進めたいと思いますので、事務局、準備の方をよろしくお願いいたします。

○片山長官

承知いたしました。

○山中委員長

それでは、以上で議題2を終了いたします。

次の議題は「原子力発電所の新規制基準適合性審査等の状況」です。

説明は、実用炉審査部門の渡邊管理官、地震・津波審査部門の内藤管理官からお願いいたします。

○渡邊原子力規制部審査グループ安全規制管理官（実用炉審査担当）

実用炉審査部門の渡邊です。

それでは、資料3に基づきまして説明させていただきます。

まず、処分等の状況でございますけれども、変わったところは全体の6ページをまず御覧いただければと思います。

こちらは特重(特定重大事故等対処施設)関係の処分の状況ですけれども、日本原子力発電・東海第二発電所について、設計及び工事計画の認可、これは4分割での申請になってございますけれども、第1回について、11月16日に認可をしております。

それから、次の第3電源に関する処分の状況、別紙3でございますけれども、めくっていただいて8ページでございます。東京電力の柏崎刈羽原子力発電所6号機、7号機に關しまして、10月5日に設置変更許可をしております。

全体の状況は以上でございます、続きまして、10ページに行ってくださいまして、こちらは個別の許可についての進捗状況でございます。

まずは、ハザード側につきまして、内藤管理官からお願いします。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波審査部門の内藤です。

通しページの10ページですけれども、泊発電所3号炉のハザードの状況になります。

震源を特定せず策定する地震動につきましては、おおむね評価がなされたという形にしておりますので、ステータスが④に変わっております。

地震動の関係ですと、あと、基準地震動を、個々の断層とかから得られたものでどれを選ぶのかということについては、まだ事業者がきちんと説明し切れていないという状況でして、まだもう少し時間が掛かりそうという状況にあります。

その次の5条の津波の関係ですけれども、津波については、基準津波のところに書いてございますけれども、組み合わせたときの最大がどのぐらいになるのかというところの議論を始めてはいるのですけれども、そのときに、組み合わせる前で最高になるものではない波源が最高になるという形になっておりますので、何でそういう現象になっているのか、それが適切なのかということについて、きちんと説明することを求めているという状況で、まだ説明を待っている状況という状況でございます。

ハザードの方は以上です。

○渡邊原子力規制部審査グループ安全規制管理官（実用炉審査担当）

実用炉審査部門の渡邊です。

続きまして、泊3号のプラント側の審査状況についてですけれども、基準地震動、基準津波はまだ確定はしておりませんが、耐震設計方針、耐津波設計方針については、できるところから審査をやっているという状況でして、プラント側は（審査会合を）大体月一ペースぐらいで行っているところであります。

地盤の液状化の評価方針ですとか、あるいは防潮堤を新しく作り直すということになっておりますので、こちらの設計方針などについて、今、確認をしているところでございませ

て、入力津波の設定の方法ですとか、漂流物の影響評価の方針などについて、まだ一部を確認したという状況になっておりまして、網羅的な説明というのはまだなされていない状況になっています。なので、できるところからやっているけれども、まだ十分ではないと、そのような状況になってございます。こちらはハザードの審査も踏まえまして、引き続きやっていきたいと思っております。

それから、その他のプラント関係の条文に関する審査ですけれども、こちらは昨年11月までに4回に分けてまとめ資料一式が最新の審査実績を反映して提出されましたけれども、まだちょっと審査の適合性を説明する資料としては不十分なところがありまして、こちらについては、十分な資料作成を行った上で再度提出するようという指示を行っております。ただ、単に待っているだけではなくて、順次提出もされておりますので、こちらを確認した上で審査会合を開いて議論を行っているという状況でございます。

泊3号については、以上でございます。

続きまして、12ページ、東北電力・東通原子力発電所1号炉について、内藤管理官、お願いします。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波審査部門の内藤です。

12ページ、東通1号炉ですけれども、今、ハザード関係の審査を行っております。

震源を特定して策定する地震動ですけれども、東通で論点なのは地域性を考慮する地震動ということで、青森県は岩手・宮城が対象となる、先行でも採用している地域なのでございますけれども、東北電力は東通では採用しなくていいという説明を持ってきているのですけれども、これは分からなかったことで起こった地震であるということから、岩手・宮城はきちんと検討しましょうねと言っている状況ですので、これはきちんと検討し直していただきという形で事業者に求めているという状況にあります。

あとは、下に書いてございますけれども、女川の特重をやっている審査の中で品証上の問題が見つかっております。これは柱状図とそれを写した写真とかいうのがセットになっているのですけれども、その写真が適切でないものを貼りつけていたということが判明したということで、東北電力としての品証システムは東通も同じ形でやっておりますので、その中で、東通の状況と女川の既許可への影響ということを確認した結果としては、やはり両方とも同じようなことをやっているところがあるということで、品証上問題があるということが分かったので、そこをどう改善するのかということについて、今、説明を求めているという状況にあります。

基準津波については、特にここも先ほどの泊と同じように、組み合わせた結果として大きいものではないものが採用されるというところがあるので、その部分の説明を求めているのですけれども、まだ回答が来ていないという状況でございます。

東通については、以上になります。

次に、14ページですけれども、志賀2号炉の関係でございます。こちらハザードの審

査を今進めているところでございますけれども、敷地内でございますけれども、10月13～14日に石渡委員をヘッドで現地調査に行きまして、やはり少しK-18とかK-3のところについては、鉱物脈の分布がもう少し明確なものがないのかということで指摘をして、それを探しているという状況で、あとは、S-4断層については、この時点では彼らは上載地層として使えないということだったのですけれども、現地を見た限りにおいては使えそうなので、きちんともう少し分析をきちんとやってくれないかという話をしてきたところでございます。

この間、敷地の周辺の方で会合を開いていますけれども、そのところで、ブロックを取り出してCTとかを撮ると、やはり上載地層法で使えそうだということで、今後の会合できちんと説明をするという状況になってきて、かなり大詰めになっているという状況になっております。

敷地周辺の地質・地質構造ですけれども、これも10月に行った現地調査の中で、彼らのスケッチと実際の露頭との、露頭も見ましたので見比べたのですけれども、やはり露頭の情報がスケッチなりでかなり簡略化されているというか、記載がない部分が結構あるので、そこをまずきちんと資料としては作り込んでくださいということを依頼しております。

あとは、断層oという敷地のすぐそばのところでは新たな断層が見つかっております。これについての活動性をどうするのかというところについて議論しておりまして、これは段丘面の高さ等で比較をして、断層の両側でもって高低差が出ていないとかという形でもって評価をするという方針については確認しましたので、そのデータについては、きちんと提出してくださいということを指示しておりますので、このデータがまとまり次第、会合で議論したいと考えているという状況でございます。

志賀につきましては、現状、この二つのところが進んでいるという状況でございます。

次に、16ページに行きまして、大間でございます。大間につきましても、ハザードを中心に今審査をしておりますけれども、敷地内断層については、シームS-11について調査を行っておりまして、これをどうするのかというところについての考え方を早く整理して持ってくるようにという形で指示をしているところでございます。

現状、どういうことをやっているのかということにつきましては、11月7日に事務局のメンバーで現地確認を行いまして、状況を確認してきているという状況で、事業者がそれらも含めた上で、きちんと整理した上で考え方を会合に持ってくるのを待っているという状況でございます。

地震動関係については、前回説明して以降、特に大きな動きがなく、彼らの説明を待っているという状況でございます。

次に、18ページに行きまして、浜岡4号炉でございます。浜岡につきましても、現状はハザード関係を中心に審査を行っておりますけれども、まず、敷地内の断層でございますけれども、11月1日の審査会合において、まず、追加調査をやりますという可能性があって、その結果の審査をしているのですけれども、12月23日の審査会合においてそのデータ

を持ってきたのですけれども、やはり今のデータでは上載層が12～13万年よりも古いものだということの明確なデータが得られていないということで、ここの部分について、きちんと追加データを取るなりして説明するということを求めています。その後、これも事務局で現地確認をして、今どういうことをやっているのかというのは確認してきておりますけれども、事業者の説明を待っているという状況でございます。

津波につきましては、敷地内で確認されていましてイベント堆積物について議論をしておりますけれども、やはりボーリングを見て、ここまでがイベント堆積物です、ここからはイベント堆積物ではありませんと言っているのですけれども、その判断がどういう判断なのか余り明確ではないというところがありますので、その説明を求めているという状況でございます。

浜岡につきましては、以上でございます。

次の20ページ、浜岡3号は4号と同時にやっておりますので、同じ状況ということでございます。

次に、22ページです。敦賀2号炉の関係でございます。これは敷地内の地質・地質構造について、審査を再開したところです。10月26日の原子力規制委員会において、原子力規制検査の結果として適切な業務プロセスがなされているという報告を受けまして、審査を再開したところです。

12月9日の審査会合において、事業者の改善した業務プロセスの内容と、改善したプロセスに基づいて、審査の基となる柱状図とか、そういったものがどのように修正されたのかということについて説明を聞きました。

ただ、これに対して彼らは、幾つかのものにつきましては、全体としてはトレーサビリティがとれているというのは資料を見て確認が取れたので、検査結果に基づいた形でもってきちんとできていますというのは、トレーサビリティがとれているというのは確認できたのですけれども、評価を見直したものについても、記載の誤りという形の評価にしている。

例えば、最新面を違う最新面に評価し直して変えたことによって、走向、傾斜とかも全部変わるわけですけれども、走向、傾斜が変わったことを、評価の見直しではなくて記載の誤りとかいう形で記載してまとめているとか、そういったところについては、データの取扱いが必ずしも適切ではないものですから、その部分については、きちんと整理し直して、修正の判断根拠を明確にするなどをして、適切に何で変わったのですかということが分かるような形で資料を出してもらわないと、我々は何を見て審査しているか分からなくなってしまうので、その部分をまずはやってくださいという形で、1次データの取扱いとして、まずは適切なものを出してくださいと。それを見た上で今後どうするか、審査をどう進めていくのかをやっていきたいと思いますという形で、まずは今回もやはりデータの取扱いについて、適切なものにした上で出してもらった上で、その中身を確認することで、事業者の対応を待っているという状況にあります。

○渡邊原子力規制部審査グループ安全規制管理官（実用炉審査担当）

実用炉審査部門の渡邊です。

続きまして、24ページ、島根3号炉でございます。こちらは新しく事業者が使っている解析コードについての妥当性から審査を始めていますけれども、直近だと12月13日の審査会合で、重要現象についてのモデル化ですとか、妥当性確認についての審査を行っています。今後は解析コードの内容を確認した上で、コードの検証ですとか、妥当性の確認、それから、適用性について審査を進めてまいりたいと思っております。

新基準関係は以上でございます。次は27ページに行ってくださいまして、こちらはいわゆる特重施設に関する審査でございます。島根2号炉です。

まずは、ハザード側、お願いします。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波審査部門の内藤です。

特重、島根2号炉ですけれども、地震動と津波については、先ほどRFSの御説明の中で一部説明しておりますけれども、ここの記載につきましても新たな知見が得られていますので、その影響がないということについて審査会合で確認して、おおむねという形になっておりますので、基準地震動、基準津波については、ステータス④という形にしております。

敷地内の特重施設付近の地質・地質構造については、事業者の準備が整って、今、ヒアリングに持ち込んできておりますので、それに基づいて近々会合で議論を始めるという状況になってきております。

地盤・斜面につきましては、まずは地質・地質構造からという形ですので、その後にとり進めていくということにしております。

○渡邊原子力規制部審査グループ安全規制管理官（実用炉審査担当）

続きまして、プラント側ですけれども、プラント側の審査については、大分進んできています。まだ説明を受けていないのは41条の火災についてでございます。それから、あとは、格納容器の過圧破損防止機能のところについて、コメントが残っていると、そのような状況でございます。

こちらについては、今後、現地調査も実施して、それで、引き続き審査を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、28ページの女川2号炉について、ハザード側、お願いします。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波審査部門の内藤です。

女川2号炉につきましては、プラント側は、見ていただいたとおり、ほぼ全部ステータス④に変わってはいるのですが、敷地の地質・地質構造の部分で新たに見つかった断層の評価という部分を今議論しております。

これについては、追加調査については、現状やっているとということで、その状況につい

ては、この金曜日、あさって、事務方の方で現地確認という形で、進捗状況なり、ボーリングコアの状況というのを見てくるということを用意しております。それを踏まえた上で、今後、審査会合で議論していくということを考えております。

あとは、最後のポツのところについては、先ほど東通のところでお説明したように、品証上の問題が出たというところがありますので、まずはこれを最優先にという形で事業者が取り組んでいるという状況でございます。

以上でございます。

○渡邊原子力規制部審査グループ安全規制管理官（実用炉審査担当）

実用炉審査部門の渡邊でございます。

プラント側ですけれども、こちらはステータス④でおおむね審査済みとなっております。今は細かい内容の確認と、それから、審査結果の取りまとめに向けた準備を行っているところでございます。

特重関係は以上でございます。あとは、参考資料ですけれども、30ページに行っていたきまして、参考資料2でございます。

こちらは設置許可以外の審査に関しまして、まず、本体施設関係ですけれども、柏崎の6号、7号ですけれども、6号については、昨年12月に原子力規制委員会でも御報告しましたけれども、大物搬入建屋の杭の損傷の関係でございます。こちらについては、確認結果を御報告いたしましたけれども、まだ補正がなされていない状況でございますので、補正がなされれば、今後、損傷が認められた杭の再使用の措置の耐震安全性への影響に留意しつつ、審査を行っていくという予定でございます。

それから、島根2号ですけれども、こちらは補正が7回に分けてなされるということで、12月23日に全7回の分割の補正が全て提出されたという状況でございます。こちらについては、引き続き審査会合で内容を確認してまいります。

それから、保安規定に関しましてですけれども、女川2号ですけれども、12月13日に審査会合をやりまして、こちらについては議論がおおむね収束したという状況でございます。今は補正を待っている状況でして、こちらは補正が出れば、また内容を確認していきたいと思っております。

めくっていただいて、31ページでございます。こちらは特重関係ですけれども、特重関係、東海第二の設工認です。第1回申請につきましては、先ほど申し上げたように、昨年11月16日に認可しております。昨年4月に第2回申請があったのですけれども、こちらは主要論点についての議論が1回収束したのですけれども、事業者から、施設の耐震評価に関する説明でちょっと不十分な点があるという話がありましたので、こちらについては、また引き続き審査会合で確認をしていく予定でございます。10月19日には第3回の申請があったという状況でございます。

続きまして、保安規定でございますけれども、高浜1・2号でございます。こちらは11月の審査会合で議論はおおむね収束して、補正も出されておまして、現在、審査結果の

取りまとめ中というステータスでございます。

続きまして、33ページは標準応答スペクトルの関係でございますので、こちらは議題2の方で説明がありましたので割愛させていただきます、最後に、35ページでございます。こちらは今回から新たにつけておりますけれども、その他の実用炉関係の審査案件について、まとめてございます。

今現在で40件ぐらいありますけれども、こちらの中で申請からちょっと時間がたっているようなものについて、かいつまんで説明させていただきますと、めくっていただいて36ページでございます、高経年化対策関係の保安規定変更認可でございます。

1番の島根2号、こちらは30年目の評価でございますけれども、これは申請日が2018年となっておりますけれども、これは新基準の適合が確認されないと、最新のステータスに反映ができないということで、その評価を待っているという状態でございます。島根2号に関しては、まだ新基準の設工認の審査中でございますので、事業者がそれを踏まえた技術的な評価をやって、補正がなされれば、また審査を再開すると、そういうステータスでございます。

それから、下の方の5-1の型式証明でございますけれども、これはいわゆる特定兼用キャスクの審査でございます、1番のGNS、これはドイツの会社でございますけれども、申請が2021年3月でございます。こちらはGNS側の審査体制の整備というのが遅れていたもので、審査を中断したというところでありまして、GNSの日本支社の体制が整って補正の申請も提出されましたので、11月に審査会合を開催して、補正の内容ですとか、今後の審査の進め方について確認しています。先方の意向で、やはり言語の問題などもあるので、できるだけ書面で審査を進めてほしいという申し入れがありまして、こちらについては、引き続き書面審査を実施しているところでございます。

最後に、2番ですけれども、日立造船の特定兼用キャスク、これは2021年9月に申請がなされているPWR（加圧水型原子炉）の縦置きのものでございますけれども、こちらは中に入っているバスケット用のアルミニウム合金の長期健全性の評価の妥当性について議論が続いていまして、こちらについては、また引き続き審査会合で確認すると、そういうステータスになってございます。

説明は以上でございます。

○山中委員長

それでは、ただいまの説明につきまして、質問、コメント等はございますか。

○田中委員

35ページから、その他の審査案件についての説明をしていただきまして、状況が分かりました。

1個質問なのですけれども、12ページ、東通の震源を特定せず策定する地震動のところ、赤字でいっぱい書いているところの前半部分で、彼らの説明は、規則というか、解釈とか、ガイドにうまく適用していないのだという話があったのだけれども、もう少しその

辺のところを説明していただけますか。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波審査部門の内藤です。

委員の御指摘の12ページの東通1号炉のところの記載ですけれども、基準を策定するときも、ガイドを作成するときも、岩手・宮城については、これは堆積層の多いところで、なかなか事前に発見できないところで大きな地震が起こったということで、これは特定せずの対象にしますということで、明確に基準上、ガイドとかでも書いてはいるのですけれども、事業者は、その後、電中研（電力中央研究所）等で地震の後に調査をして、これは詳細に調べれば見つかるものです。それを根拠にこれは特定せずではありませんと言っているのですけれども、それは起こった後に調査をしたからといって、起こる前に分かるかという話ではないので、それは考え方としておかしいのではないのかということで、我々は特定せずとしてきちんと評価するよということを求めているという状況にあります。

○田中委員

分かりました。

○山中委員長

そのほかはいかがですか。

○伴委員

先ほど女川の特重のところで見つかった品証上の問題ということで、今、原因調査を進めているということなのですが、1回事業者から説明があったということなのですけれども、事業者自身は何を原因だと言っているのですか。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波審査部門の内藤ですけれども、事業者は、これはいわゆる1次データではあるのですけれども、机上配布資料という形になっているので、本資料の方の論理展開とか、本資料の方については、きちんとルールを定めてやっているのだけれども、机上配布のところについては、きちんとできていませんでしたという説明をしてくきましたので、机上配布だからという話ではなくて、これは元々はベースとなるデータなのだから、その部分がしっかりしていないと議論にならないのだからということで、きちんと品証上の位置付けも含めて整理し直してくださいということで事業者に求めているところです。

○伴委員

ということは、原因らしい原因は説明されていないということですか。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波審査部門の内藤ですけれども、例えば、貼りつけをするときには、外注会社から出てきたデータを加工して貼りつけ直したりとかを東北電力の中でやっているのですけれども、そのときに写真の横には深度とかが書いてあるのですけれども、それをチェックしないで単純に貼りつけていって、それもチェックをしないでずっとすり抜けてしまっ

たとか、そういった1次データであるという認識が非常に薄い形でもってやっているというところがありましたので、そこはきちんと再発防止のためにも認識を改めていただきたいということで、今、求めているところであります。

○伴委員

了解しました。

○石渡委員

今の件について若干補足しますと、これは、要するに、1次データなのですよね。つまり、ボーリングをして、岩石を採取して、コアの記載をして柱状図というのを作るのですけれども、それとコアの写真とかを普通は並べて資料化されているわけですが、直接発見したのは、審査会合の中で私が直接見つけたわけですが、それは、要するに、柱状図に書いてあることと、それから、その横に並んでいる写真とが一致してないのですよね。それを見つけてしまったので、これは1次データとしてやはりまずい。間違っているデータですから、早い話が、それを基に審査はできないわけですから、そこのところはきちんとしてくださいと。

要するに、敦賀の問題と軌を一にするような問題でありまして、これについては、彼らが水平展開して詳しく調査をした結果、ほかにもそういうところがありましたということで、幾つかそういう点を見つけて、今回はきちんと直したということで、そういう状況です。

以上です。

○山中委員長

ありがとうございます。

○杉山委員

今回報告していただいた内容について、特にプラントの審査に関してですけれども、特に追加する項目はありません。

ただ、今後のことを考えたときに、今、各審査チーム、サブチームが全力で取り組んでいることは承知しています。それが今、いろいろ事業者との意見交換などが行われているものとしては、事故耐性燃料みたいなもの、あるいは10×10集合体のようなもの、そういった新しいものが導入されるということで、やはり審査が必要になってくる。あとは、高経年化絡みで規制の体制が変わる経過措置みたいなところで、やはりまたお尻が決まったような審査が出てくるのではないかと。

これはまだ次の四半期に具体的に始まるという、これら、今言ったそれぞれが次の四半期はまだないとは思っているのですけれども、その次ぐらいは、ひょっとしたら、始まるかもしれないということで、それに対して我々の体制というか、リソースというか、考えておかなければいけないなということ。もちろん、それに加えて、今、ハザードの審査が終わったものに関しては、今度、プラントの審査が当然始まるわけで、それら全部に対応するというを考えなければいけないということ、取りあえずその認識だけを今あえ

て言うておきます。

以上です。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

私の方から。

泊3は審査を再開したのですけれども、その進み具合が余りいまいちかなという感じがしているのですが、今、地震・津波関係で言うと、重ね合わせの話、これが非常に問題になっているということなのですけれども、そういう解釈でよろしいですか。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波審査部門の内藤です。

やはり地震による津波と、川白の地滑りによる津波が重畳したときに、きちんと最大水位を出すものを押さえ切れているかどうかというところが最大の今の論点になっております。

○山中委員長

いわゆる評価のやり方がこれまでの事業者と違うとか、そういうわけではないのですね。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波審査部門の内藤ですけれども、評価のやり方自体は先行とそれほど変わっていません。ただ、北海道電力は、ロジックを整理するというよりは、みんな計算をしましてという形で、いわゆる全力投球で全方位をやって、その結果の中で一番大きいものを選んできたという形にはなっているのですけれども、結果としてはそれは分かるのですけれども、ロジックとして考えたときに、何でそれでいいとするのかというところが説明できないという形になっているというところですよ。

○山中委員長

分かりました。

もう一件、地盤関係でいうと、志賀2号機なのですけれども、新たな断層として○断層でしたか、敷地側に向かって延びてくるような断層が見つかったと。その活動性を今評価しているという、そういう状況ですか。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波審査部門の内藤ですけれども、○断層というものは、敷地のすぐそばに人工ダムがありますけれども、そのところにある、現状確認されている範囲としては非常に短いものではあるのですけれども、発電所に近いということと、走向としては福浦と直交するような形になっているものではあるのですけれども、距離が近いということと、ボーリング等でもきちんと見ついているという断層ですので、そこはきちんと評価、活動性がないということについてのデータをきちんと整理してくださいということで求めているというものでございます。

○山中委員長

ありがとうございました。

もう一点確認なのですが、敦賀2号機の審査において、私の解釈では、審査資料の作り方がまずいという、まず、再開した第1回の審査会でそういう判断を石渡委員、あるいは審査官の方がなされたと理解しているのですけれども、その解釈でよろしいですか。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波審査部門の内藤です。

基本的には山中委員長がおっしゃるとおりだと思っています。その根本的な問題なのは、いわゆる修正、誤記も含めた写し間違いとか、そういうものと評価し直しているものとかを同じ扱いにしてしまっていて、我々から見ると何か問題を薄めているようにしか見えないところがありますので、そういうことはやめてくださいと。まずは、きちんとデータの取扱いというのはしっかりとやってほしいということを指示しているというところがございます。

○山中委員長

いわゆるトレーサビリティはとれているけれども、審査資料の説明の仕方が悪いという、そういうことですね。

○内藤原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波審査部門の内藤です。

トレーサビリティはとれています。とれているからこそ、この記載はおかしくないですかというのが我々審査官も見つけれられたという状況にあります。

○山中委員長

ありがとうございます。

私の方からは以上ですけれども、委員の方から何かございますか。よろしいですか。

それでは、本件は報告を受けたということで、これで議題3を終了したいと思います。

次の議題は「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の実施計画変更認可申請（ALPS処理水の海洋放出時の運用等）の審査状況」についてです。

説明は、1F室（東京電力福島第一原子力発電所事故対策室）の正岡企画調査官からお願いいたします。

○正岡原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室企画調査官

1F室の正岡です。

それでは、資料4に基づきまして説明させていただきます。

東京電力福島第一原子力発電所の実施計画変更認可申請（ALPS処理水の海洋放出時の運用等）に関する審査状況についてです。

まず「1. 趣旨」になります。

本件は、昨年11月14日付で東京電力から提出があった、ALPS処理水（多核種除去設備等処理水）の海洋放出時の運用等に関する実施計画の変更認可申請について、公開の1F技術

会合（特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合）において審査・確認を進めておりまして、その状況を報告するものです。

「2. 審査・確認の状況」ですが、1F技術会合では、昨年11月16日の原子力規制委員会です承された対応方針に従って、変更申請の内容が「（1）原子炉等規制法に基づく規制基準を満たすものであること」「（2）政府方針に則ったものであること」、この2点について審査・確認を進めておりまして、これまでに計4回の1F技術会合を開催しました。

これまでの1F技術会合において、先ほどの（1）及び（2）についての技術的な確認は終了しており、技術会合としての議論はおおむね収束しております。

技術会合の開催実績を別紙1、審査状況を別紙2に示しています。

2ページ目を御覧ください。2ページ目に別紙1として開催実績を記載しております。

1回目のところに記載させていただいていますが、今回の申請は大きく3点の内容を申請されておりまして、①として、放出開始後の海洋放出設備の運転・保守管理体制、②として、ALPS処理水を海洋放出する際に測定・評価する核種選定のフロー、③として、核種選定結果を踏まえた放射線影響評価結果と、この3点について審査・確認を進めております。①と②が先ほど申した原子炉等規制法との関係で、③が政府方針との関係で確認を進めております。

3ページ目に行ってください、審査状況です。

まず、1点目の運転・保守管理体制についてですが、今回、設備の運転とか保守を行う部署に必要な業務等を追加することにより、ALPS処理水の海洋放出に係る組織が適切に整備されるとともに、各組織の役割や権限が明確になっていること等を確認しました。

具体的に下に体制図を書いていますけれども、水色のハッチング部分が、今回、運転・保守管理を担当するという部署になっております。

4ページ目に行ってください、2点目の核種選定フローです。

この選定フローの手順1～4、具体的にはこの下の表で、左側が旧で、議論を踏まえたということで新を右側書いていますけれども、この手順の1～4、例えば、手順1でいうと、インベントリ評価の結果に評価上存在し得る核種かということで、FPとか放射化生成物として元々評価上存在し得るかということが手順1とか、手順3では、それらが全量タンク水に移行するとした場合に、告示濃度限度の100分の1を超えているかとか、手順4としては、実際の分析結果等に基づき移行評価をして、同様に100分の1を超えているかとか、こういう手順1～4の流れについては、各手順で除外される核種の放射線影響の程度がごく小さいことを把握することなどで、適切に設定されているということを確認しました。

あと、その下の手順5ですけれども、手順5については、少し旧と新で赤字が入っていますけれども、原子力規制庁からの指摘を踏まえ、過去の汚染水分析では検出されていないものであっても、その検出下限値が告示濃度限度の100分の1以上である核種は測定・評価対象核種に含める手順に見直したことを確認しました。

今回はあくまでもこのフローの妥当性というものを確認したものであって、個別核種について処分するというものではないのですけれども、審査の結果、議論の結果ですけれども、現時点ではトリチウムを除く測定・評価対象核種、フロー上で一番下まで行くもの、これは元々申請当初、11月のものだと30核種だったものが29核種に今はなっております。

5 ページ目になります。③といたしまして、放射線影響評価結果。先ほどのフローに基づきまして選定した核種、先ほど申した29核種にトリチウムを加えて30核種によるものなのですけれども、この30核種による放射線影響評価の結果というのを下に記載しております。申請当初、去年11月ですけれども、そこから数字に少し変更はありましたが、結果として判断基準値等を大きく下回るといえることには変わりがないことを確認しております。

1 ページ目に戻っていただいて、下の3. になります。「今後の予定」です。

今後、東京電力から、これまでの1F技術会合における議論等を踏まえて変更申請の補正がなされる見込みであり、補正が提出され次第、審査・確認結果の案を取りまとめ、原子力規制委員会に諮った上で、これらについて科学的・技術的意見募集を行いたいと思っております。

なお、来週ですが、2 回目のIAEA（国際原子力機関）の規制レビューが行われる予定のため、そこでも現在の審査状況というのは説明していきたいと思っております。

説明は以上になります。

○山中委員長

御質問、コメントはございますか。

○伴委員

今の説明に補足しますと、今回のこの審査の中心はやはり核種選定だったのですけれども、資料の4 ページ目ですか、フローがありますが、このフローが妥当であるかどうかをチェックしたということです。

例えば、半減期がものすごく短いとか、もう論理的に排除できるものは排除すると。それから、ALPS処理水で過去にいろいろな分析が行われてはいますが、少なくとも分析の結果、有意値が検出されたことがあるものについては含めると。問題はそれ以外のものなのですけれども、それ以外のものについて、絶対にないということは証明できないのですが、仮にあったとしても、線量にはほとんど寄与しないであろうということを確認するフローとして、これが妥当であると判断したということです。

以上です。

○田中委員

一つ確認のための質問なのですが、これはALPS処理を海洋放出する際に測定・評価とあるのですけれども、どのタイミングでどの水を対象にこれを評価するのですか。

○正岡原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室企画調査官

1F室の正岡です。

どのタイミングというのは、まず、ALPSでございますが、K4タンクというすぐ横にある

タンク群があるのですけれども、あそこに受け入れて、そこで実際に攪拌して、あれは10個で一つの群をなすので、ALPS処理水を均一にするために十分時間をかけて攪拌して、その後分析と。なので、K4タンクで受け入れた後、攪拌した後に分析というタイミングになります。実際にそこで分析して、トリチウムの濃度を決定するとともに、それ以外が1未満ということを確認してから放出過程に入るといような流れになってきます。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

このフローの妥当性を評価・審査したということですね。核種は減ったという。

○正岡原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室企画調査官

そうですね。申請当初からもそうなのですから、元々去年7月に処分したときは64核種だったので、そこから、今、伴委員から補足していただいたように、物理的にあり得ないものとか、そういうものを精査して、最終的にはトリチウムを入れて30核種ということで減っております。

○山中委員長

線量評価もしていただいて減る方向に行っているのですけれども、増えているものもありますよね。それは核種が変更されたからということですか。

○正岡原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室企画調査官

1F室の正岡です。

今おっしゃっていただいたのは、多分、5ページ目の人への、というのは、申請当初から増えたのは、これはFe-55が入ったので、少し内部被ばく、預託線量として効いてしまうということで、人としてはちょっと増えたのですけれども、Gyの方でやる動植物の方は減っているということで、核種の出入りによってばらつきが出ているという状況です。結果として大きく基準値を下回るということは変わっていないということです。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

○伴委員

今の放射線影響評価結果ですけれども、人と動物で関係が逆転しているものがありますけれども、それは評価しているものが違うという背景があります。人に関しては、いわゆる預託線量で評価をしますので、全て積算した値、積分値のようなものを見ているのですけれども、動植物については、時間当たりの線量、線量率みたいな感じで見ているので、それでちょっと結果が変わってくるということです。

○山中委員長

ありがとうございます。

そのほか、御質問、御意見はございますか。よろしいですか。

それでは、本件は報告を受けたということで、終わりにしたいと思います。

議題4を終了いたします。

次の議題は「検査等に係る身分証不携帯事案の再発防止対策の実施状況の報告及び検査等に係る身分証様式の特例に関する規則の案並びに当該規則案の意見公募の実施」です。

説明は、吉野政策立案参事官からお願いいたします。

○吉野長官官房政策立案参事官

政策立案参事官の吉野です。

本件は、昨年9月と10月の2回、関連の議題を報告させていただいております、検査官証と査察官証を持たずに立入検査をしたというものの是正措置を御説明するとともに、現在検討しております特例規則の案の内容、それから、その規則案を意見公募にかけることについて、御了承いただくものでございます。

経緯といたしましては、資料にありますように、9月と10月に報告した検査官証と査察官証の不携帯事案について、10月の回で2. (2)にありますような再発防止対策を取るということを御説明しておりまして、この三つの対策の進捗状況を御説明させていただきます。

2ページをお開きください。

身分証の発行事務を人事課に一任することにつきましては、現在、人事管理システムの改修などの手続を進めてございます。これが終わりましたら、令和5年4月1日以降の人事異動の対象者について、新たな身分証を人事課から統一的に発行することとしております。

また、身分証の様式については、現在、その下の表にあります10種類のを発行している状態でございますが、別紙1にございます特例の規則を制定いたしまして、この10種類のものに代えて、6ページにある形での身分証を統一的に発行できるようにいたします。

この身分証は、いろいろな法令の条項を裏面に掲げまして、その条項に基づいて、複数の権限を1の方がこれ1枚で実施できるというものでございます。検査官は基本的には原子力規制検査の61条の2の2に基づく身分証を一番使うわけでございますけれども、例えば、1F（東京電力福島第一原子力発電所）にも入りますという方は64条の3の身分証も持っているという状態でございます。1の方について複数の身分証を出していると、その管理ですとか、携帯について不備が生じることもございますので、複数出している方は、この表の中に、今、執行している権限を掲げまして、この1枚で複数の身分証に代えることができるようにしたいと思っております。

この身分証ですが、その下に書いてありますように、縦54mm、横85mm、運転免許証と同じサイズにいたします。これによりまして携帯性も非常によくなると考えておりますし、材質も運用ではプラスチックのものに変える予定ですので、大分耐久性も上がってくるということでございます。

この特例規則につきまして、4月1日から施行し、この新様式での身分証の発給を行いたいと考えております。

本件案につきまして、明日から2月10日までの30日間、パブリックコメントを実施したいと思っておりますので、それについても御了承いただければと思います。

また、身分証については、確実に携帯するための具体的な手順を別紙2のとおり実施しております。本庁（原子力規制庁）では、出張のときの手続におきまして、検査官が何番の身分証を持っているのかということに記載するですとか、検査当日にお互いに身分証を持っていることを確認するという運用をしております。

また、各事務所では、原則、毎日朝、身分証をお互いに確認するといったような運用としておりまして、また、査察官のように対応する人数が少ないところでは、査察に携帯するもの一式の中に必ず身分証を入れておくという運用を徹底いたしまして、携帯を確実にを行うということをしてございます。

こうした手順を実施していることから、この秋口以降、忘れたというような事案は発生していないというところでございます。

御説明は以上でございます。

○山中委員長

御質問、コメントはございますか。

どうぞ。

○伴委員

6ページの、要は、身分証のひな形といいますか、これを見ると、有効期間というのはないのですよね。だから、有効期間がないということは、回収がしっかり行われなければ、多分、いけないのだろうと思いますし、それから、紛失事案が起きたときに、再発行がなされるということになると思いますが、その後、紛失したものが出てきましたといったときに、それもきっちり回収されなければいけないことになるとと思いますが、そういったデメリットがあるのですけれども、あえて有効期限を設けないというのはなぜでしょう。

○吉野長官官房政策立案参事官

回収については、まず、しっかりと内規を作りまして、回収を徹底していくということを考えております。また、どなたが今現在身分証を持っている状態かというのは、人事管理システムの方で各個の状況を全て管理いたします。また、集めた、回収した、廃棄したということの管理もしっかりするというところでございます。

地方も含めまして、かなり多くの人に身分証を出しますので、仮にですけれども、期限が切れた身分証を持ったままで立入検査を行うといったような事案が今後発生することを止めることの手間よりも、しっかり回収をして、しっかり管理をするという手間の方がまだ合理的であると判断いたしまして、回収、それから、携帯していることの管理をしっかりするというところで徹底してまいりたいというのが事務局の考えでございます。

○伴委員

分かりました。

○田中委員

6 ページにありますように、1 枚にまとめて携帯しやすくするのだと。6 ページの裏面のところに、いろいろな条項というか、ば一っ書いていて、どれに対応するか○があるわけですね。だから、字が小さいのだけれども、条項の順番は一緒ですから、どこに○があるかということに注目して見れば、どういう条項の下でこれが検査しているかというのが分かるわけですね。だから、何か字が小さいから、分かりにくくならないかなと思って気にしたのですけれども、その心配はないと思っていいですね。

○吉野長官官房政策立案参事官

はい。大丈夫です。ここに掲げているものよりも、54mm×85mmなので、一回り小さい形の券面になりますけれども、明確に印字ができることを確認しておりますので、例えば、条項が読み取れないとか、そういったようなことは生じないと考えております。

○石渡委員

すみません。これで、例えば、人事異動などによって立入検査をする権限のうち一部を失ったという場合は、これは再発行するのですか。それとも、そのこのところを線で消すとか、そういうことになるのですか。

○吉野長官官房政策立案参事官

異動で権限が変わる方については、必ず回収をして、前のものは廃棄した上で再発行するという運用を考えております。

○石渡委員

その方がいいと思います。

以上です。

○杉山委員

人事が一元管理して、身分証も発行するというので、前回の問題が解決されるのではないかと期待します。

今回、新しい様式になるのですけれども、従来のを廃止するというわけではないのですよね。その辺の関係というのは、従来のもので身分証も発行した上で、全部を取りまとめたものも同時に持つのか、どちらかを持つのか、その辺を教えてください。

○吉野長官官房政策立案参事官

お答えします。

従来のものにつきましては、例えば、人事異動に伴わずに、何か大きな事故が起きたとか、もう少し検査の体制を急に拡大する必要が生じて人数を一時的に増やしますといったようなときに、アドホックに対応できるように従来の様式は残しております。

ただ、基本的には人事異動に伴って権限を付与されて、定期的にその権限を行使する者については、一元的なものの方を使っていただくということでございます。なので、4月1日にこの統一券面で身分証が発行される方については、古いものは発行されずに、新しいもの1枚だけが持たされるという形になります。

○杉山委員

従来から身分証が発行されている人は、改めて切り替えるというようなことを行うのですか。

○吉野長官官房政策立案参事官

はい。4月1日以降の人事異動の対象者について、人事管理システムで対応しますので、次の異動期で券面の発行が必要になったときに、新しい券面を発給するという形になります。

○杉山委員

では、いずれは置き換わっていくということで、基本的には新しいものが正で、そういうアドホックのような一時的なものに対しては、従来の書式も有効と、そういうことと理解しました。ありがとうございます。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

4月1日に人事異動が行われたら、その方はもう全て新しいものに置き換わると。以前からずっとその身分を有している方については、そのまま以前のものが有効であるという、そういう少し移行期間があるということですね。

○吉野長官官房政策立案参事官

はい。御指摘のとおりでございます。

○山中委員長

分かりました。

いかがでしょう、そのほか。よろしいですか。

それでは、別紙1のとおり、規則案を了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

それでは、別紙1についての案を了承したということで、原子力規制委員会の結論としたいと思います。

別紙1について、意見公募を実施することでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

それでは、そのとおり了承したいと思います。意見公募を行ってください。

以上で議題5を終了いたします。

最後の議題は「令和4年度『原子力規制委員会の取組(3.11報告)』及び『原子力規制委員会年次報告』のとりまとめ方針」です。

説明は、吉野政策立案参事官からお願いいたします。

○吉野長官官房政策立案参事官

政策立案参事官の吉野です。

本議題は、令和4年5月25日に令和3年度の年次報告をこちらの原子力規制委員会の方

に付議させていただいたときに、委員長から、3.11報告と年次報告の二つの文書がほぼほぼ似たような内容なのに、2冊作る必要があるのかどうかということの御指摘を受けまして、その検討を事務局の方で行った結果を報告し、また、令和4年度のこの文書の取りまとめ方針について、お諮りするものでございます。

この二つの文書につきましては、2. にありますように、それぞれ位置付けが違っております。原子力規制委員会の取組（3.11報告）については、原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議の中で、3月11日に取組を公表するということが決められているものでございます。年次報告については、設置法の24条に基づいて、国会に対して原子力規制委員会の所掌事務の処理状況を報告するものでございます。

また、この時期につきましては、大体通常国会の会期中ということになっておりますので、通常国会の終了の前に実施をさせていただいているというのが現在の運用でございます。

この二つの文書の取りまとめ方針についての検討結果でございますけれども、まず、3.11報告は、附帯決議におきまして、その内容が全国の原子力発電所の安全性の総点検、原子力防災体制の確認、政府の原子力規制に関する取組を取りまとめるということが決められております。これらの内容は原子力規制委員会の所掌事務とほぼほぼ重なっているものでございまして、また、3.11報告は3月11日、年次報告の方は国会の会期末ということで、発行時期も余り離れていないというのが現状でございます。

以上のことから、この二つの文書について、内容的には3.11報告は2月末までの内容、年次報告は3月末までの内容ということで、1か月分だけが異なるということではございますが、効率的な事務の推進の観点も踏まえまして、従前と同様に同一形式で取りまとめて報告を行わせていただきたいというのが事務局の考えでございます。

説明は以上です。

○山中委員長

御質問、コメントはございますか。いかがでしょう。

○石渡委員

ちょっと確認なのですが、これは、要するに、今までどおり二つの文書を発行するというアイデアだということですか。

○吉野長官官房政策立案参事官

政策立案参事官の吉野です。

二つの文書を統合することは規定上できませんので、別々に発行させていただきたいと考えております。

○石渡委員

最初に出る3.11報告と、それから、年次報告とでは若干日にちが違うわけですがけれども、その間に発生した事象については、今までも付け加えて出していたわけなのですが、それもそのようにやるということですか。

○吉野長官官房政策立案参事官

はい。年次報告の方には年度に行われた所掌事務の処理状況を全て掲載する必要がございますので、3月中のものは年次報告の方に反映させていただいた上で、発行させていただきたいと考えております。

○石渡委員

分かりました。

○山中委員長

そのほか、御質問、コメントはいかがでしょう。よろしいですか。

いずれも誤りがあるてはいけないものですし、公表するものですし、国会に提出するものがございますので、このような方針で進めさせていただくということでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

それでは、取りまとめ方針を了承いただいたということで、議題6を終了いたしたいと思っております。

そのほか、委員の方から何かございますか。よろしいですか。

それでは、本日の原子力規制委員会はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。